

8 働きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



新型コロナウイルス感染症を踏まえた 持続可能な地方税財政基盤の確立

- 新型コロナウイルス感染症や、「新しい生活様式」に対応していくためには、必要な財政需要には適切に対応しつつ、持続可能な地方税財政基盤を確立し、次世代に引き継いでいくことが必要である。

【提案・要望先】 総務省

1. 提案・要望内容

(1) 地方交付税総額の確保・充実

- 交付税率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実および臨時財政対策債の廃止・縮減

(2) 公共施設等の老朽化対策・脱炭素化に係る地方財政措置の充実

- 老朽化対策・脱炭素化に係る地方財政措置の延長・拡充
- 公共施設等総合管理計画の指針など国の方針に脱炭素化の位置付け

(3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 事業活動等の実態を反映した地方法人課税制度の検討
 - ・ 応益課税の性格を踏まえた法人事業税の分割基準の見直し
 - ・ デジタル課税に係る新たな地方法人課税制度の検討

2. 提案・要望の理由

(1) 地方交付税総額の確保・充実

- 厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的改革等、および、新型コロナウイルス感染症の影響を適切に反映した上での地方交付税総額の確保・充実が必要。

(2) 公共施設等の老朽化対策・脱炭素化に係る地方財政措置の充実

- 公共施設等の老朽化対策に係る将来の地方財政負担の縮減・平準化のため、長寿命化に対する財政措置の延長が必要。
- 公共用および公用の建築物の脱炭素化に資する取組への財政措置の拡充が必要。

(3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 法人事業税の分割基準については、フランチャイズ企業等、事業形態の多様化と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源帰属の適正化を図ることが必要。
- デジタル課税に係る新たな国際ルールの制定により、日本に帰属する法人の利益が増加する場合は、それを国税のみならず、地方税にも適切に反映させることが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 地方交付税総額の確保・充実

- 県は、「滋賀県行政経営方針2019」を定め、歳入・歳出両面から収支改善に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞等による税収減等に加え、社会保障関係費の増嵩や老朽化対策、国土強靱化対策など、拡大する行政需要に適切に対応するため、地方税財源の確保・充実が不可欠である。

また、新型コロナウイルス感染症への対処等のためより一層の対応が求められている「DXの推進」等の新たな行政需要への対応については、必要に応じて、自治体DX推進計画等の国の計画と整合性を図る必要がある。

(2) 公共施設等の老朽化対策・脱炭素化に係る地方財政措置の充実

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針（総合管理計画）

<対応方針>

①良質な性能および安全性の維持・確保

②施設総量の適正化（施設評価の実施）

④維持管理の最適化、施設の有効活用

③施設の長寿命化、計画的な更新・改修

→建築物(494施設)の将来負担額の推計 [H28~R7] 約360億円 [R8~R27] 約3,010億円

<建築物における取組>

③-1 施設の長寿命化

131施設で「長期保全計画(30年間)」を策定し、予防保全型維持管理を実施

③-2 計画的な更新・改修

「更新・改修方針(10年間)」を策定し、緊急性が高いものから優先的に事業化

※庁舎等の公用の建築物：施設数で約8割(389施設/494施設)
面積で約3割(約420千㎡/約1,500千㎡)

- 着実に老朽化対策を進めるためには、令和3年度までの時限措置となっている公共施設等適正管理推進事業債の延長が不可欠である。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が急務となる中、公共用および公用の建築物の早期ZEB化や木造化・木質化、長寿命化も含めた脱炭素化に資する更新・改修等に率先して取り組むため、公共施設等総合管理計画の指針等に脱炭素化を位置付けるとともに、同事業の拡充が不可欠である。

(3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- フランチャイズ店舗では事業活動により生み出された収益の一部がロイヤリティとして本部企業の収益になる一方で、当該店舗は本部企業の分割基準の対象とならないなど、事業活動に応じた税収が県に十分に帰属していない。

要望内容：フランチャイズ企業においてはフランチャイズ店舗を本部企業のみなし事業所とするなど、企業の組織形態や事業活動の変化に対応した分割基準の見直しを図ること

- 既存の国際課税原則では適正な課税が困難である企業に対する新たな課税(デジタル課税)に係る国際的なルールの制定作業がOECDで進められているところであるが、その結果が地方税制へどう反映されることになるのかが不透明である。

要望内容：新型コロナウイルス感染症により、電子商取引等は拡大が続くと見込まれる。新たな国際ルール制定時には、国税のみならず、地方税収に適切に反映される法人課税制度を検討すること。

担当：(1) 総務部財政課財政企画係／市町振興課財政係 TEL 077-528-3182/3237
総合企画部情報政策課地域デジタル化連携推進室 TEL 077-528-3380
(2) 総務部行政経営推進課経営企画係／市町振興課財政係 TEL 077-528-3290/3237
(3) 総務部税政課企画管理係 TEL 077-528-3211